

有形文化財
【古文書】

おおしゆり おおや こしよくほ にん じれいしよ
大首里大屋子職補任辞令書

さんようろうじちよう き ちようえいうじしんぼん か りんうじけんえい さんようろうじちよう ち
山陽氏長季宛(1762)・長栄氏真般宛(1775)・夏林氏賢永宛(1775)・山陽氏長致宛(1777)
まつもろうじちようかつ さんようろうじちようえん か りんうじけんそく まつもろうじちようえん
松茂氏當克宛(1787)・山陽氏長演宛(1797)・夏林氏賢則宛(1812)・松茂氏當演宛(1819)
か りんうじけんえい さんようろうじちようぼう か りんうじけんほう さんようろうじちようゆう
夏林氏賢栄宛(1831)・山陽氏長房宛(1851)・夏林氏賢保宛(1856)・山陽氏長有宛(1867)
まつもろうじちようそう
松茂氏當宗宛(1872)

指定年月日／1990（平成2）年 11月 13日 所在地／市内各所



長栄氏真般宛 辞令書

辞令書とは、琉球王府が発給した任職文書のことで、古琉球時代は上下官に関わらず、すべての官職に発給されていた。しかし、正史『球陽』によると1667年から辞令書の発給に制限が加えられ、高官・重職だけに発給されるようになり、八重山では大首里大屋子（頭職）と大阿母（最高神職）にのみ辞令書が発給された。

辞令書は一行目に「首里之御詔」と記され、これが国王の詔書であることを示し、続いて給与内容、受給者、発給年月日が表記される。「首里之印」が押されていることから、辞令書のことを「御印判」と呼び、軸装して代々家宝として大切にされた。

大首里大屋子職補任辞令書は現在 13 点が確認されている。琉球王府時代の役職補任の実態を示す具体的な史料として貴重である。

市指定

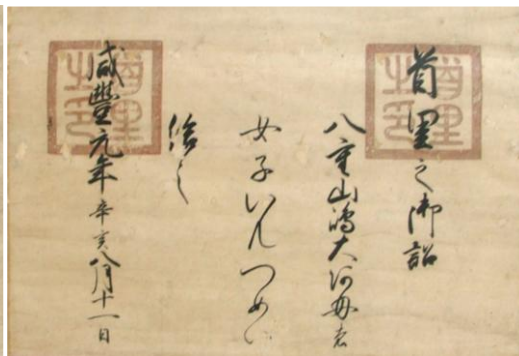
有形文化財
【古文書】

や え やまじまうふ あ む まえうふ あ む よめ うふ あ む ほ にん じれいしよ
八重山嶋大阿母前大阿母嫁まひなまへの大阿母補任辞令書
や え やまじまうふ あ む じよし うふ あ む ほ にん じれいしよ
八重山嶋大阿母女子いんつめいへの大阿母補任辞令書

指定年月日／1991（平成3）年 11月 13日 所在地／登野城4-1（八重山博物館）



まひなまへの大阿母補任辞令書



いんつめいへの大阿母補任辞令書

大阿母とは、八重山における最高神職の称号でホールザーと称される。大阿母職の起源は、1500年のオヤケアカハチの乱に由来する。アカハチを討伐した王府軍

の無事帰還を祈願した多田屋遠那利が、その功績により初代の大阿母に任命された。

大阿母補任辞令書は、琉球王府が大阿母職を継承する女性に発給したものだが、初見については明らかではなく、現在のところ2通だけが確認されている。1843（道光 23）年に大阿母の嫁「まひなま」へ、1851（咸豊 1）年に大阿母の娘「いんつめい」へそれぞれ発給されたものである。書出しの「首里之御詔」と発給年月日の上方に、国王の詔書であることを示す「首里之印」が押されている。

この2通の辞令書は、琉球王府時代の八重山における最高神職の存在や継承などを示す史料として重要なものである。